

令和7年度 第2回屋久島町男女共同参画推進懇話会議事録

【開催日時】 令和7年10月23日(木曜日) 午前10時00分～11時45分

【開催場所】 屋久島町役場本庁舎 1階 委員会室2

【委員】 出席委員7人（委員数9人）※代理1名

【会次第】

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 議事
 - (1) アンケート調査結果のまとめ
 - (2) 現行計画の事業評価
 - (3) 計画の骨子案
 - (4) 今後のスケジュール
 - (5) その他
- 4 閉会

【審議の経過】

1 開会	
2 委嘱状交付	
3 議事	
(1) アンケート調査結果のまとめ	
事務局から資料に基づき説明。 質疑等は以下のとおり。	
委員	資料2の2ページ「②社会全体の男女の地位」の上段の説明について、「住民意識調査全体で『男性優遇』が73.1%」と記載されているが、63.1%が適切ではないか。
受託業者	申し訳ない、63.1%に訂正する。
事務局	前回の策定時と比べ、さまざまな自治体で携わってきた受託業者の考えや意見を聞かせてもらった。今回の調査では、70歳以上の回答が多く見られたが、屋久島という地域の特性を踏まえて、アンケート結果で気づいたことはあるだろうか。
受託業者	屋久島町のアンケート結果だけ見るより、国の調査や県の調査と比較することで、より現状を把握しやすくなる。県の調査との比較は、令和3年度の少し古い資料となるが、状況はかなり良いと考えられる。しかし、国の調査と比較すると、劣っている部分も見受けられ、改善が必要な部分もある。特に、資料2の3ページ「(2) 固定的性別役割分担意識」の部分で「男女平等であるべきだ」と考えているが、7ページ「(6) 地域の雰囲気や女性が役職につくことについて」や、9ページ「①DV行為の認知度」では、全国的にも低い傾向が見られる。そのことから、「男女は平等であるべきだ」という屋久島町民の高い意識を、具体的な行動につなげることが重要だと感じられた。
事務局	鹿児島市を除く県の地方部と比較したときに、似たような傾向にあるのだろうか。
受託業者	鹿児島県の郡部のほうは、男性優遇の割合が高い。県全体の結果が郡部よりも良い傾向であるため、今回は比較として県全体の結果を掲載した。県全体よりも屋久島町は結果が良い傾向にある。
(2) 現行計画の事業評価	
事務局から資料に基づき説明。 質疑等は以下のとおり。	
委員	資料3、7ページのDVについて、上から3段目の「必要に応じて福祉支援課にて島内の宿泊先などの一時避難先の確保や入所までの支援を行っているものの、身近な避難先の確保には至っていない」とあるが、「支援、避難先のサポートは支援しているが、避難先が確保には至っていない」というのは、整合性がわかりづらいところだが、実際に避難先はあるのだろうか。
受託業者	「身近な避難先の確保」という事業名が誤解を招いていると思われる。現行計画の予定した取組内容は、「当初の計画の予定としては、被害者の安全確保を図るた

	<p>め、自治公民館組織や地域のネットワーク活動、地域署の生活安全課と連携して身近な避難先を確保できるよう努める、他の機関と連携して島内で避難先を確保する」となっている。</p> <p>現在、島内でも宿泊先は確保しており、実際には避難先の確保や新たな避難先の検討は行われている。しかし、取組内容にある「身近な避難先の確保」は行っていないためこういった表現になっている。「身近な避難先」以外の避難先の確保は行っている現状にあわせて、取組の記載や目標を見直す必要があると考える。</p>
(3) 計画の骨子案	
<p>事務局から資料に基づき説明。 質疑等は以下のとおり。</p>	
事務局	<p>施策分野は、基本的に県の計画が考え方としてあって、それを屋久島町版に変えていくと考えてよいだろうか。</p>
受託業者	<p>骨子案については県ベースで提出した。前回の計画も、当時の県計画をベースとして作られていた。今回は前回はベースとするか、県をベースとするか、完全にオリジナルの分類とするかを検討した上で、現在の県計画ベースで提出したところだ。</p> <p>国は男女共同参画の取組事項を 13 分野に分類しており、そのうちの全てではないが、おおむね県計画がカバーしており、内容としては十分に満たされるため、それを踏襲する形で作成したところだ。カバーされていない分野は国際協力に関する事項であり、これは市町村単位ではなく国が取り組む事項であるため、今回の骨子案では含めていない。</p> <p>また、その他の国の 13 分野に含まれ、今回の 6 つの施策の方向性（大項目）に含まれていない分野については、骨子案では大項目としてはいないが内容としては教育啓発、働き方、DV、デートDV、地域防災など、カバーしている。</p> <p>前回と比較すると地域、職場、教育、保健、暴力、困難な立場にある方への支援といった構成で、前回より大きな枠組みで分類することで分かりやすく作成した。</p>
事務局	<p>簡単に補足する。資料 4 の 3 ページに県の施策の方向性と、屋久島町に落とし込んでいる部分の表を掲載している。屋久島町として執行すべき部分、連携していく部分も含め、大枠は踏襲している形となっている。</p> <p>県の計画の「6 章 男女共同参画をした地域づくりの推進」については、順番を変えて（骨子案の）第 2 章に掲載されているので、確認してほしい。第 3 章の基本理念に関しては、もともとなかったものになるため、それも合わせて新設すべきと考えているところだ。</p>
委員	<p>先ほどの一時避難先の確保は、町が取り組むことなのだろうか、それとも県が取り組むことなのだろうか。例えば、奥さんが暴力を受けて支援をしている中で、離婚を考えている。</p> <p>そのような相談があれば、それは町がすべきことなのか、県がすべきことなのか。屋久島町が取り組むべきは一時避難の支援までなのだろうか。</p>

事務局	<p>町の福祉支援課に相談があったときに状況を確認して、警察を軸にして対応をしている。そこに子どもが関係する場合は児童福祉相談所と連携し、鹿児島までという認識でいる。</p> <p>そのため、役場単独で全てが完結するわけではなく、警察や児童福祉相談所などと連携して行っており、役場がスタート地点になるという認識でいる。</p>
委員	<p>先ほど言われたように、女性の暴力支援については、県民女性支援センターがある。そちらと協力して一時保護で済めばよいが、危害や暴力を受けたり、殺人まで発展したりした時は、警察と相談しながら、センターと連携し対応することになる。</p> <p>子どもについては、児童相談所が県内に2か所あり、警察・福祉課・学校と協議会を開き、協議の中でその子をどうすればよいか、一時保護として児童相談所に預けるのか、それとも家で対処して配慮し、警察が見守りをするという形にするのか、対応を決定する。最終的に施設に入るのかどうかは協議会で決めて、実施するという事になっている。</p>
委員	福祉支援課では、女性のDVなどについては担当者がいるのだろうか。
事務局	福祉係が対応する。
委員	福祉係ではなく、福祉全体で対応したほうがよいと考える。子供の場合は児童相談所と連携するが、夫婦間のDVについては地区の民生委員などが気づいて相談しにくることや、その女性が直接相談しにくことはなかなかないと思うため、女性が相談しやすいような工夫をした相談窓口はあるだろうか。
事務局	特にそのような担当者はいない。社会福祉協議会のほうではそのような女性の相談事例はあるのだろうか。
委員	例えばシングルマザーからの相談はあるところだ。
事務局	<p>今話があったことをどこまで施策として具体的に盛り込んでいくのか考えなければならぬと思う。</p> <p>他の自治体の計画というのは、具体的に盛り込んでいるのか、それとも方向性を示しているのか、どのようになっているのだろうか。</p>
受託業者	<p>実際にどこまでできるかが関わってくるところで、例えば大きな自治体で独自に男女共同参画室や相談窓口を持っているところは、そういった事例に入り込んで対応するというケースもあるが、多くの自治体に関しては、県の組織と連携しながら対応していく。</p> <p>自治体の役割は、一次発見・一次相談の側面が大きい。女性特化の施策だけでなく課全体としての話だが、福祉支援課の事業評価を見ると、現在マンパワーが全体的に不足しており、個別の特化した対応がとれないという評価となっている。相談と一時的な避難という身近にあるからこそできるところの対応をして、その上で専門的な機関と連携していくことが必要だと感じている。そのためにも、体制歳暮と周りの組織と連携を取るための準備段階の計画が必要だと考える。</p>
事務局	初動でここに連絡すれば良いというのが分かれば、動きやすいと思う。
委員	家庭の中では気づきにくい。

	<p>児童の問題で言うならば、里親や一時預かりなど一時的な生活の場を提供する仕組みがあるが、仮に女性がそのような事態になったとき、一時避難先としてホテルとか民宿にすれば良いと思うが、どこまでやるべきなのだろうか。検討の必要があるのではないかと思うが、どうだろうか。</p>
事務局	<p>この計画自体が、観光まちづくり課、地域振興など共生協働のものである。</p> <p>今回、この新しい計画の中で、配偶者、暴力、DVは福祉が絡んでいるところもある。福祉の担当は、これから計画を作って、役場の中で一度投げて、それが実現可能なのか、取り組み可能なのかどうかを試行錯誤しながら、計画を作っていく。</p> <p>また、これから計画を作っていく中で、次の段階からは、いろいろな動きも出てくるため、そこで皆さんの意見やアンケートを参考にさせてもらい、それが企画につながっていければと思う。</p>
委員	<p>資料3に、屋久島町の行政全体に言えることで、この調査結果のように各課で啓発をしたり、事業を起こしたり、全体で取り組んでいると感じている。</p> <p>この計画は町づくりや福祉の関連など様々な課の取組がかかわるため、策定後も本計画を各課に浸透させる必要がある。</p> <p>そこについてどう考えているだろうか。</p>
事務局	<p>計画全体の目標を浸透させつつ、今後の個別の取組は事業評価に基づいての計画になっていくと思うため、それぞれの取組を改善しつつ推進していきたい。</p>
委員	<p>私たちのところでは女性活躍推進計画を立て、そのような女性の支援をしている。私の母親の時代だと、家のことをして、家を守るというのがほとんどであったと思うが、自分たちの時代からだ、働く人たちも増えて、少しずつではあるが、男女共同でやってきているのかなと思う。このアンケートを見ても、かなり男女共同で作業を進める場面は進んできてはいると感じている。男女共同参画は本当に難しい言葉で、いろんなイベントや事業の中に入れ込んでやっていくことで、「男女一緒なんだよ」という意識づけを行っていければよいと思う。</p> <p>また、食生活改善推進をしているが、町からのイベント依頼や料理教室など、女性だけに限らず男性も参加できるものを計画している。そういった場面の中から広まっていけばよいと思っている。</p>
委員	<p>資料4の2Pに、計画の数値目標と書いているが、この計画の数字を定めるということは、具体的には資料3-1の下のABCDEのこの点数の評価基準というのを参考にするのか。</p>
事務局	<p>アンケート調査で出された町民の意識などを現在よりも改善する目標値をあげるというイメージを持っている。</p>
受託業者	<p>そういう形で出させていただく予定で考えていた。どれだけ取り組んだかというのも一つのポイントだが、それが成果として住民の皆さんの意識に反映されたか、そういった部分が重要となる。例えば各分野で男女の地位が平等だと思う人が増えたなど、そういったところを指標に入れること考えていたところだ。また、県の計</p>

	画でも同様の指標を取り入れている。
事務局	町内の取組評価は、あまり相対的な評価にならないのではないかと考えている。今回も担当が書いてくれたが、自分の中での認識の評価になってしまいうところがあると思っており、そういう意味で、ここの計画で出す評価指標は、町民の意識がいかに変わっていくのかが大事だと思っている。
委員	この計画は何年ぐらいを予定しているのか。5年に1回するのか、毎年評価をしていくのか、それで予算も変わってくると考えるが、いかがだろうか。
事務局	男女共同参画計画は10か年として設定されている。その中で、この事業評価の中に、一定期間で評価をしていくと載っているのだが、それに関連して、令和2年度、5年前に一度評価をしている。 ただ、評価はしたが、それを実際にどう反映させていくかというところまでは議論しておらず、単純に評価だけして、5か年の評価と現在の評価と、合わせて数字だけ集まった状態になっているため、今回のデータをどう反映させていくかというのは今後の課題になると思う。
委員	町民のアンケートが評価基準になるんだというイメージをしているとなると、10年後、もう我々はいなくなっているわけで、今この結果から見ると、若い人たちの意識が高くなってきている。そうれば、データが高くなるのは決まっているのではないだろうか。それを10年で計画を作り、1年1年調査していけば、多くのことがわかってくるのではないかと考える。予算も考え直す必要があると思っている。1年ではなく、2年に1回でもよいのではないか。そのあたりも検討の内容に入れてほしいというのが、私の意見である。
事務局	大体、中間年で中間評価を行う計画が多いが、施策に何か反映させる上で、どのタイミングでどう評価するのか定まった手法がない。 毎年、郵送でのアンケートを行うといったことは予算上難しいが、例えば、文化会や様々なイベントのときに、合わせてアンケートを書いてもらうことで、少し動向を探ることはできるかもしれない。それをどのくらいの頻度で行うのか、計画の体制見直しをかけていくのかどうか、評価頻度や反映の仕方によって手法も変わると思う。
委員	資料3の評価の手法で、AからF、5から1、Aが100以上、Bが80から100、Cが50から80と、幅が広すぎる。これを細分化するとどうなのか、比較ができないのかもしれないが、ここを細かくしたほうがよいのではないかと考える。真ん中は50から80で、幅が広い、現実と違うのではないかと考えたところだ。
事務局	令和2年度の事業評価では○×△で評価をしていた。それを受けて、細分化したほうがよいと指摘を受けていた。今後さらに細分化したほうがよいということになれば、今後改善していきたい。
受託業者	弊社でも手法検討はしたが、今回は国の事業5段階評価をベースに実施した。その5段階の基準が、100%以上の時だけが5点、3点の部分が50～80%という3点の幅が広い状態になってしまった。ご指摘の点はこのやり方の弱点と理解している。

事務局	他の評価も必ずしもそうではない。手法の検討はなかなか難しいかと思う。
受託業者	<p>今回は、計画策定から10年たっており、現在は実施されていない事業もあると予想された。そのため、5段階のうち「E：ほとんど推進できない」、「F：現在実施していない」、あるいは「状況がわからない」という取組を把握するために事業評価を実施した側面が大きい。</p> <p>その結果、現在実施していない、評価できないという取組が多数見られたため、それらについて今後どのように取り組むか、見直しが必要と考えている。</p>
事務局	<p>事業評価の話になると、例えば、現行計画では、男女共同参加に関する広報、啓発、研修会の開催など、具体的に新規で事業を実施する必要がある部分についての評価が、評価中であつたり、評価が低い傾向がみられる。</p> <p>一方で、福祉支援等や社会教育行動等で評価が高く、社会教育課や福祉支援課は、男女共同参画の意識が高い。</p> <p>大事な計画ではあるが、各課でマンパワーが足りない。業務を阻害しすぎない範囲で、取組をお願いする形になると考えている。</p>
委員	女性のみ、男性のみの討論会を開催してもよいと考えている。
(4) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・【事務局】 ・次回の会議についての連絡は、会議の5日前に広報する。 ・交通費及び費用弁償については後日の清算払いとし、振込先口座の確認をお願いする。 	
4 閉会	